

ドイツにおける図書館に関する立法動向-州図書館法の制定-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学図書館情報学研究会 公開日: 2014-06-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡邊, 齊志 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16595

<論文>

ドイツにおける図書館に関する立法動向 —州図書館法の制定—

渡邊 齊志

本稿では、ドイツにおける図書館に関する最近の立法動向のうち、特に州レベルで図書館法の制定が相次いでいることに着目し、その法制化の背景と法律の内容を概観する。図書館法制定の機運が高まっている要因としては、図書館関係団体による積極的なロビー活動を挙げることができるが、全ての州で一気に法整備が進むとは考えにくく、また、図書館法の制定が図書館に関する公的支出の増加に直ちに繋がるとまでは言えないことから、今後は、図書館法が制定された州でどのような変化が生じるかを注視してゆく必要がある。

はじめに

ドイツにおいては、日本の図書館法に当たる法律が存在しない状態が長く続いてきた。しかし近年、立法化の気運が徐々に高まりつつあり、2014年初頭の段階で、16州中3つの州で図書館法が制定されるに至っている。

そこで本稿では、ドイツにおける図書館振興がどのような考えに基づいて行われ、どのような取組みの下で立法が活発化しているのかを俯瞰的に捉えることを目的として、最近の動向の背景と制定された法律の内容とを概観する。

1. 背景

連邦制をとるドイツにおいては、連邦と州のいずれが立法権を有するかは連邦憲法であるドイツ連邦共和国基本法において規定されており、文化・教育については州に立法権限が付与されている。したがって、図書館、とりわけ社会教育施設である公共図書館については州の所管事項であると解されている。

しかし、このことがもたらすひとつの帰結として、州および地方自治体の財政状況が悪化した際には、その影響を受ける形で公共図書館の閉鎖が行われるという傾向が見られ、例えば近年においても、2005年に全国で約10,360館存在していた公共図書館が2011年には約9,500館にまで減少している。こうした問題については、図書館は公共政策でありながら法的な裏づけを持たない（すなわち任意で行われている）ため政策上の優先順位が他分野に劣後しやすい、という認識がかねてから図書館関係者の間には存在していた。

他方、OECD（経済協力開発機構）が2000年に実施した学習到達度調査（PISA; Programme for International Student Assessment）において、ドイツは32カ国中、読解力で21位、数学で20位、科学で20位と、いずれの項目においても平均を下回る結果となり、社会に大きな衝撃を与えた¹⁾。

こうしたことから、図書館関係者は過去10年ほどの間、教育システムの整備における図書館の意義を適宜強調しながら、州における図書館法制の整備や図書館に対する社会的関心の向上を目標としてロビー活動を進めてきた²⁾。

2014年1月14日受理

わたなべ ただし 国立国会図書館

2. 図書館関係団体によるロビー活動

ドイツにおいて積極的にロビー活動を展開している図書館関係の団体としては、「ドイツの図書館と情報（BID; Bibliothek & Information Deutschland）」が知られている。同団体は2004年にドイツ図書館団体連合会（BDB; Bundesvereinigung Deutscher Bibliotheksverbände）が改組されて誕生したものであるが、図書館や情報学に関連する団体の上部機関として政治団体的な機能を果たしており、発足に相前後する時期から、以下のようなプロジェクトを立て続けに実施している。

2.1 「図書館 2007」

BDBは2002年から図書館振興のためのプロジェクト「図書館 2007 (Bibliothek2007)」を実施した。これは、2004年にBIDに改組された後も継続して行われ、2006年に最終報告書が公表された³⁾。そこでは、ドイツや先進各国の図書館の現状を踏まえた上で⁴⁾、図書館開発機構（BEA; Bibliotheksentwicklungsagentur）を設立し、これを通じて統一的な図書館振興を行うことが提言されている。

2.2 「図書館 2012」

BIDは2007年から「図書館 2007」の後継プロジェクトとして「図書館 2012 (Bibliothek2012)」を実施した。このプロジェクトでは、図書館の社会的有用性を政治家等に訴えるパンフレット「図書館が良い 21 の理由」⁵⁾が作成されたほか、図書館法のひな型が作成・公表されている⁶⁾。

3. 連邦レベルでの動き

上述したように、図書館は文化行政ないしは教育行政に位置づけられるものであり、ドイツにおいては州の所管事項である。そのため、連邦レベルでの取組みが立法に直接結びつくものではないが、近年、州に対し立法を促す動きが相次いでいる。

3.1 連邦大統領の演説

ホルスト・ケーラー連邦大統領は2007年10月24日、火災により消失したアンナ・アマリア図書館の再興に際して行った演説において⁷⁾、図書館が教育政策の体系の中に適切に位置づけられていないことは問題であるとして、図書館を政治的なアジェンダに載せるべきであるとの考えを示した。

3.2 ドイツ連邦議会の立法政策調査委員会

ドイツ連邦議会は2003年7月1日、立法政策調査委員会（Enquete-Kommission）「ドイツにおける文化」を設置した。これは、その名称が示すように、文化政策について様々な角度から審議を行うことを目的として設置されたもので、連邦議会の全会派から選出された11名の議員により構成されていた。同調査委員会では図書館についての議論も行われており、公聴会では図書館関係団体の者も公述人として発言した。2007年12月11日付の最終報告書では、公共図書館は任意で行われる行政施策ではなく、州が義務的に行わなければならないものであるべきだとして、その任務と財政について法律で定めることを州に求める旨の記述がなされている⁸⁾。

4. 図書館法の制定

前項までで概観したような状況の中で、2008年にチューリンゲン州で図書館法が制定された。州レベルで図書館法を制定した最初の例である。また、2010年にはザクセン・アンハルト州およびヘッセン州でそれぞれ図書館法が制定された。ヘッセン州は、旧西独地域で図書館を制定した最初の例である。

4.1 チューリンゲン州

チューリンゲン州議会では、2007年から2008年にかけてふたつの図書館法案が提出された。ひとつは野党である社会民主党（SPD）と左翼党が2007年11月9日に共同で提出したもの⁹⁾、もうひとつは州与党であるキリスト教民主同盟（CDU）が2008年4月2日に提出したものである¹⁰⁾。両法案は一括して審議に付され、2008年7月4日にCDUが提

出した法案が可決され、同年 7 月 29 日に公布¹¹⁾、翌 30 日から施行された。

この法律は、複数の法律の制定及び改正によって構成される条項法（Artikelgesetz）であり、州図書館法（「チューリンゲン図書館法」）を新たに制定するのと同時に、州大学法、州プレス法、州公文書館法を改正することを内容としている。法律の中心的部分を占める州図書館法の内容は、大要次のとおりである。

（情報の自由／第 1 条）

- ・州の図書館、および州の法的監督の下にある法人が設置する図書館は、利用に関する規定に従い、かつその設置目的を顧慮し、なんぴともこれを利用することができる。これらの図書館は、一般にアクセス可能な情報を排除されることなく知ることができる基本権を保障する。これは地方自治体が設置する図書館についても同様である。

（チューリンゲン州の図書館／第 2 条）

- ・フリードリヒ・シラー大学イエーナの大学図書館をチューリンゲン州の州立図書館とする。同図書館の名称は「チューリンゲン大学・州立図書館イエーナ」とする。同図書館は、学術図書館のセンターとして計画および調整の任務を負う。
- ・学術的研究および教育のための包括的な蔵書を有する図書館（学術図書館）は、州の大学および職業アカデミーに設置され、または独立した研究図書館として設置される。
- ・地方自治体によって設置される公衆が利用可能な図書館（公共図書館）は、学業、職業、一般教養および情報の入手にかかる奉仕を行う。図書館に関するあらゆる専門的な問題については、州の専門の部署が公共図書館およびその設置者を支援する。
- ・行政機関および裁判所の業務のための図書館（官庁図書館）並びに州議会図書館は、利用者が求める図書等が他の図書館で入手できず、かつ業務に支障を来さない範囲において、なんぴともこれを利用することができる。
- ・州の学校図書館は、公共図書館および学術図書館

との協力の下、読書支援およびメディアコンピテンシーの涵養にかかる奉仕を行う。

- ・公衆の利用が可能な民間または教会の図書館は、州における図書館奉仕を補完する。

（教育およびメディアコンピテンシー／第 3 条）

- ・図書館は、教育施設であり生涯学習のパートナーである。図書館は、学術の場、出会いの場、コミュニケーションの場である。図書館は、学術研究および社会的統合を促進し、学校や他の教育施設との協力の下で、利用者の読書力、情報およびメディアに関するコンピテンシーを強化する。

（文化的遺産／第 4 条）

- ・価値のある古い蔵書や特殊コレクションは、州の文化的遺産である。特に、アンナ・アマリア図書館（ヴァイマル市）、ゴータ学術図書館、アンブロニアナ図書館特別コレクション、州立図書館の蔵書の一部がこれに当たる。図書館におけるこれらの文化的遺産は、適切な整理、保存、デジタル化によって保護され、かつ公衆の利用に供されなければならない。
- ・歴史的な書物、手稿、遺品等を利用して実質的に生産された著作物は、出版の後、当該蔵書を所蔵する図書館に対し、自発的に、無償で納付されなければならない。出版部数が僅少なため、あるいは製造費用が高額なため、無償での納付が困難な場合には、複製のための見本を図書館に対して一定期間提供し、または販売価格の 2 分の 1 以下の金額の補償金を図書館に求めることができる。販売価格が無い場合には、製造価格の 2 分の 1 以下の金額の補償金を図書館に求めることができる。
- ・図書館が存命中の者の個人情報を遺品の受入、整理、利用提供に利用する際には、州公文書館法の規定が準用される。

（財政／第 5 条）

- ・図書館の予算は、図書館の設置主体によって支出される。地方自治体の図書館の運営費は、自治体間財政調整の枠組みで清算される。州は、その予算により、所管の省が発するガイドラインに従い、かつ図書館振興計画を顧慮し、州の専門的な部署

を支援する。

- ・州立図書館、学術図書館、公共図書館、官庁図書館および州議会図書館は、社会的に適切な額の利用料を徴収することができる。ただし、一般的な蔵書の貸出しを伴わない利用は無料とする。公的な財政支援を受けている場合には、民間により設置される図書館についても同様とする。

4.2 ザクセン・アンハルト州

ザクセン・アンハルト州では、2009年にふたつの図書館法案が州議会に提出された。

ひとつは野党である左翼党が2009年4月29日に提出したもの¹²⁾、もうひとつは州連立与党であるキリスト教民主同盟（CDU）と社会民主党（SPD）が2009年6月10日に提出したものである¹³⁾。両法案は一括して審議に付され、2010年6月17日に連立与党が提出した法案が可決され、同年7月26日に公布¹⁴⁾、翌27日から施行された。

法律の内容は、大要次のとおりである。

（原則と目的／第1条）

- ・図書館は教育施設であり、住民の文化的活動にかかる奉仕を行う。図書館は、情報入手の場、コミュニケーションの場、学びの場であり、教育、学術、文化の領域における他の施設の重要なパートナーである。図書館は、利用に関する規定に従い、かつその設置目的を顧慮し、なんぴともこれを利用することができ、一般にアクセス可能な情報を排除されることなく知ることができる基本権を保障する。図書館は、特に文字による文化的遺産を保存し、公衆がアクセスできるようにする場所である。
- ・この法律は、州憲法が規定する文化の保護および促進という国家目標を具体化するものであり、図書館システムが適切な能力を備えたものとなることに寄与するものとする。

（概念の定義／第2条）

- ・この法律に言う図書館とは、州、地方自治体、市町村組合および州の監督の下にある法人によって維持され、秩序づけられた、有体または無体の図

書およびその他のメディアの集積を指す。この定義は、上述の設置主体が民法上の法人に図書館の運営を委託した場合にも適用される。

（公共図書館／第3条）

- ・地方自治体および市町村組合は、財政的に可能な枠組みの中で図書館（公共図書館）を設置する。公共図書館は、なんぴともこれを利用することができ、利用しやすいものとする。この利用しやすさは、他の図書館との協力により実現することができる。
- ・公共図書館は教育システムの一部であり、学業、職業、一般的および文化的な教養、メディアおよび情報に関するコンピテンシーの涵養、言語および文学の保護にかかる奉仕を行う。公共図書館は、特に子どもや青少年の読書を支援し、かつ、外国語の文学や異文化に関する催し物の実施を通じ、異文化にかかる教養の形成に貢献する。
- ・公共図書館の蔵書は、読書および情報入手にかかる現在のニーズのみならず、文学的、文化的、社会的、自然科学的、工学的な教養のための核となることも顧慮したものとする。さらに、原則として、地域の歴史や地域にとって重要な人物についての著作物を収集し、保存することで、郷土の保全および習俗の保護に貢献する。
- ・公共図書館は、最新のメディアへのアクセスを利用者に提供する。

（学術図書館／第4条）

- ・学術的研究および教育のための包括的な蔵書を有する図書館（学術図書館）は、州の大学に、または独立した研究図書館として設置される。
- ・学術図書館には、当該機関における教育、研究、学習に必要な図書、雑誌およびその他のメディアを備え付ける。学術図書館は、当該機関の教員および学生の、情報およびメディアに関するコンピテンシーを支援する。学術図書館は、当該機関の研究成果への無料かつ障害の無いアクセスの実現にも寄与する。
- ・ザクセン・アンハルト大学・州立図書館、および価値のある古い蔵書や特殊コレクションを有するその他の大学図書館並びに研究図書館は、その蔵

書の保存、整理、提供を所管する。この権限には、専門的な保存および修復も含まれる。また、特に重要な、または危殆に瀕している蔵書については、マイクロ化およびデジタル化により保全を図るものとする。

(学校図書館／第5条)

- ・学校図書館は、学校の教育的任務に貢献する。学校図書館は、公共図書館と協力することができる。公共図書館と学校図書館は、教養の形成および人格の発展において青少年を支援する。この支援は、まず第一に、適切な本やメディアを用意すること、および相談サービスによって提供される。公共図書館は、学校との協力の枠組みの中で、学級もしくは教員または両親に対し、指導およびその他の適切な催し物を提供する。

(公共図書館と、子どもに対する言語および読書の支援／第6条)

- ・公共図書館と学校の協力により、生徒の読書力を強化し、文学および知識に対する喜びを涵養し、生徒が自立して情報を入手し評価できるようにする。
- ・言語および読書の支援のための適切な措置は、児童のための昼間施設 (Tageseinrichtungen) との協力の下で実施される。

(公共図書館と職業教育／第7条)

- ・公共図書館は、職業教育の枠組みにおいて、学校外の教育施設として、特に市民大学 (Volkshochschule) と協力する。公共図書館は、求職中の者や職に就いたばかりの者に対し、および継続教育のための、適切な情報を得る環境を提供する。

(図書館と社会／第8条)

- ・図書館は、情報源への一般的なアクセスを可能とし、政治的、世界観的、文化的および宗教的にバランスのとれた蔵書を用意することで、すべての者が同等の権利をもって社会的、政治的な意思の形成に参画できる可能性を提供する。
- ・図書館は、文化的なインフラストラクチャーの重要な一部であり、特に地方においてそれは当たる。図書館は、誰もが参加できる文化的な催し

物を適切に実施し、他の文化施設と協力を行う。

(州の専門的な部署／第9条)

- ・州によって設置される、公共図書館のための専門的な部署は、図書館およびその設置者の相談に乗る。この専門的な部署は、特に図書館の新設および廃止に貢献し、図書館振興を支援し、州内におけるすべての図書館の連合体としての図書館協会を支援する。この部署は、公共図書館や学校図書館の職員の教育、研修において中心的な措置を講じる。

(財政／第10条)

- ・図書館の予算は、図書館の設置主体によって支出される。州の専門的な部署の予算は、州によって支出される。
- ・州は、自らの予算の枠組みの中で、ガイドラインに従い、図書館の新設および廃止、図書館どうしのネットワーク、蔵書の更新、および最新の情報技術の導入を支援する。
- ・図書館においては、貸出しを伴わない本やメディアの利用は無料である。ただし、学校図書館を例外として、社会的に適切な額の利用料を徴収することは許される。

4.3 ヘッセン州

ヘッセン州では、2009年12月15日に州連立与党であるキリスト教民主同盟 (CDU) と自由民主党 (FDP) が図書館法案を州議会に提出した¹⁵⁾。法案は、2010年9月9日に可決され、同年9月23日に公布¹⁶⁾、翌24日から施行された。ただし、この法律は2014年12月31日に失効する時限立法である。

法律の内容は、大要次のとおりである。

(適用範囲、概念の定義／第1条)

- ・この法律は、学術図書館、公共図書館および学校図書館に対して適用される。

(教育およびメディアコンピテンシー／第2条)

- ・図書館は、教育施設として、生涯学習のパートナーである。図書館は、学術の場、出会いの場、コミュニケーションの場である。図書館は、知識の獲得を支援し、それにより社会的統合を支援する。

図書館は、社会の発展に積極的に寄与する。さらに、図書館は、蔵書によって、他の文化施設のサービスを支援する。

- ・図書館は、知識を公共財として捉え、そこに社会の構成員の誰もが参画し貢献するような、現代知識社会のサービス提供者である。図書館は、適切な措置を講じ、かつ他の教育施設との協力を通じ、利用者の読書力並びにメディアおよび情報に関するコンピテンシーを強化する。図書館は、学校と協力し、かつ学校を所管する省との協力の下、学校図書館の設置および運営に当たり学校を支援する。

(学術図書館／第3条)

- ・州および州の法的監督の下にある大学は、学術的研究および教育のための包括的な蔵書を有する図書館（学術図書館）を設置する。
- ・大学における学術図書館は、教育や研究に必要な文献を、伝統的な形態および電子的な形態で提供する。当該学術図書館は、適切なサービスにより情報およびメディアに関するコンピテンシーを支援し、かつ大学の構成員がその研究成果を電子的に出版できるようにするためのプラットフォームを提供する。
- ・さらに学術図書館は、公衆に対し、私的な、職業上の、または学術的な教育のための機会を提供する。
- ・専門図書館としての官庁図書館は、行政機関、裁判所および州議会に対し、その業務に必要な情報、印刷メディアまたは電子メディアを提供する。さらに官庁図書館は、業務に支障を来さない範囲で、かつ安全上の観点から問題が無い範囲で、外部の利用者にも利用させることができる。

(州立図書館としての任務／第4条)

- ・ヘッセン州立図書館ヴィースバーデン、ヨハン・クリスティアン・ゼンケンベルク大学図書館フランクフルト、ダルムシュタット大学・州立図書館、フルダ大学・州立図書館、カッセル大学図書館／カッセル市・州立ムルハルト図書館は、州立図書館としての任務を負う。当該図書館が大学としての法的地位に置かれる範囲においては、州立図書

館としての任務は、州の委任を受けて行う。州立図書館としての任務を遂行するために、当該図書館は州からの補助金を受ける。

- ・州立図書館としての任務を負う図書館は、ヘッセン州に関する出版物その他のメディアを収集し、整理し、ヘッセンで出版された歴史遺産保全のために保存する。

(公共図書館および学校図書館／第5条)

- ・公共図書館は、市町村若しくは郡または教会によって運営される、本やその他の情報源の一般にアクセス可能な集積である。
- ・公共図書館は、学校、職業および一般における教養並びに情報、メディアおよび情報に関するコンピテンシーの獲得、並びに言語と文学の保護に資する。公共図書館と学校図書館は、子どもと青少年の読書支援に対し義務を負うものとする。

(連携協力／第6条)

- ・図書館は、任務を遂行するに当たり、購入、図書館間貸出、職員の教育において協力する。この協力は、原則として図書館協会の枠組みで行われる。
- ・学術図書館は、専門的任務の州全域での調整、および任務の効果的な遂行のために、連合体を設置することができる。この連合体の設置には、ヘッセン州学術文化省の承認を必要とする。
- ・ヘッセン州立図書館ヴィースバーデンの一部署として設置される、州の公共図書館のための専門的部署は、地方自治体の公共図書館およびその設置者の相談に乗る。この部署は、図書館の新設および廃止を支援し、図書館の振興を図る。この部署の予算は、州によって支出される。

(文化的遺産、デジタル化／第7条)

- ・州立・大学図書館の価値のある古い蔵書や特殊コレクションは、州の文化的遺産の保護、提供に資する。この貢献には、専門的な保存および修復も含まれる。特に重要な、または危殆に瀕している蔵書については、適切な複製措置を通じた保護を行い、将来の世代のために保全を図るものとする。
- ・学術図書館の蔵書目録と蔵書の一部は、文化的遺産の保全とインターネットを通じた利用を実現するために、段階的にデジタル化を行う。デジタル

化により、学術図書館における公共の利益、学術への自由なアクセスおよび公開が促進される。学術図書館は、蔵書のデジタル化を互いに協力して行う。

- ・歴史的な書物、手稿、遺品等を利用して実質的に生産された著作物は、出版の後、当該蔵書を所蔵する図書館に対し、自発的に、無償で納付されなければならない。出版部数が僅少なため、あるいは製造費用が高額なため、無償での納付が困難な場合には、所管の学術図書館は、出版社の求めに応じ当該出版物の製造費用を支払う。

(財政／第8条)

- ・図書館の予算は、図書館の設置主体によって支出される。
- ・州は、州の財政の枠組みの中で、公共図書館に対し、蔵書の更新やサービスの実施のための支援を行うことができる。その際、州内の公共図書館および学術図書館の、広域的または地域的なネットワークの構築に努める。
- ・図書館の蔵書の貸出しを伴わない利用は無料である。ただし、それを超える範囲の利用については、図書館の設置者は、利用規則において適切な額の利用料を定めることができる。公的な財政支援を受けている場合には、民間により設置される図書館についても同様とする。

なお、ヘッセン州においては、その後、2012年に、公文書館法の改正、プレス法の改正などと併せて図書館法の改正が行われ、それまでプレス法の中に置かれていた、州内で発行された出版物の州立図書館への納本に関する規定が、対象を電子出版物に拡大した上で図書館法に移されている（第4a条）¹⁷⁾。

4.4 州図書館法の比較

上述した3州の図書館法を比較すると幾つかの異同が見られる。

3州に共通する特徴としては、まず、図書館法が、单一の館種にとどまらず、公共図書館、学術図書館、学校図書館など様々な種類の図書館を対象としている点を挙げることができる。また、図書館が教育施

設であること、図書館は情報やメディアに関するコンピテンシー強化に奉仕すること、州が図書館の支援にあたる専門的な部署を設置することなども、いずれの州の図書館法でも条文に明記されている。さらに、財政についての規定も3州それぞれで置かれており、貸出しを伴わない利用が無料とされるべきこと、一方、それにとどまらない利用については料金の徴収が可能であることが明文で規定されている。他方、図書館の運営費用は図書館設置主体が負うことが明記されているものの、州は財政支援を義務づけられてはおらず、可能な範囲で図書館に対する支援を行うことが謳われるにとどまっているのも共通点である。

一方、相違点としては、チューリンゲン州とザクセン・アンハルト州では、図書館が情報へのアクセスにかかる基本権を保障する存在であることが明記されているのに対し、ヘッセン州ではそのような規定は設けられていない点が注目される。また、州内で発行された出版物の納本については、ヘッセン州では上述したように図書館法で、チューリンゲン州とザクセン・アンハルト州では図書館法とは別の法令で規定されているが、チューリンゲン州とヘッセン州では、それとは別に、図書館が所蔵している歴史的書物や手稿等を使用して生産された著作物の当該図書館への納入義務についての規定が図書館法に置かれている。

おわりに

図書館法が成立したいずれの州においても、地方自治体に図書館の設置・運営を義務づけるような規定は設けられていないし、州による財政負担を必須のものとするような規定も置かれていません。これらは、図書館員の専門職団体、例えば、チューリンゲン州においてはドイツ図書館・情報専門家協会（BIB; Berufsverband Information Bibliothek）の同州支部などがかねてから法律に盛り込むことを求めていたし¹⁸⁾、ヘッセン州議会での法案審議などでも議論の対象となった部分であるが、財政的に実現可能性が低いことなどに鑑みて法制化が実現しなか

った点である。そのため、図書館関係者の間でも、州レベルで図書館法が制定されるようになりつつあること自体に対しては高い評価がなされているものの、法律の内容についてはさらなる改善が必要であるとの声が多数存在している¹⁹⁾。

しかし、いったん成立した図書館法を直ちに改正することは決して容易なことではない。例えばチューリンゲン州では、図書館法が制定された立法期の次の立法期²⁰⁾の2010年8月に、すべての住民が利用可能な距離に公共図書館が設置されなければならないことを明記した条文を盛り込むことなどを内容とした図書館法改正法案が州野党の左翼党により州議会に提出されたが²¹⁾、これは否決されている。また、立法化がなされた3州以外では、2008年にメクレンブルク・フォアポンメルン州で左翼党が²²⁾、2010年にはノルトライン・ヴェストファーレン州でキリスト教民主同盟(CDU)²³⁾、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では南シュレスヴィヒ選挙人同盟(SSW)が²⁴⁾、それぞれ図書館法案を州議会に提出しているが、いずれも成立には至っていないし、これら以外の10州においては、管見の限り図書館法案は未だ上程されてもいない。

ドイツの図書館関係者はこれまで、図書館法の制定を当面の目標に掲げてロビー活動を展開してきたが、複数の州で図書館法が制定されたり、連邦議会で図書館振興が議論されるようになったことなどを見れば、確かに、こうした活動は一定の成果を挙げてきたと捉えることができる。殊に、上部団体を通じて洗練されたロビー活動を展開することで、社会に対して図書館の存在価値を効果的に訴え、政策の決定に携わる者が図書館に対して抱くイメージを変えることが可能であることを実証したという意味において、ドイツにおける過去10年間の動向は注目に値する。

ただし、本稿で見てきたように、ドイツにおいてこれまでに制定された図書館法はいずれも、その内容 자체は、図書館が置かれている状況が我が国と異なることを勘案すれば、特段先進的というわけではない。そうであれば、図書館の振興をより強力に進めるような法規定を設けることはドイツにおいても

やはり容易でないことが明らかになりつつある今、次に注視すべきは、さらに法整備が進むのかどうかということよりも、むしろ、制定された図書館法が実質的な効果を発揮するか否か、成果が現れるすればそれはどのようなメカニズムでもたらされるのか、という点であろう。

こうした「比較図書館学」とも言える部分においては、我が国の図書館・情報学におけるこれまでの蓄積は、少なくとも量的には不十分であるし、手法においてもおそらく改善の余地があるだろう。図書館の活動を評価するための指標は開発されつつあるが、日本とドイツのように大きく異なる社会環境の下にある図書館を適切に比較するためには、図書館の活動の背景となる社会制度に対する知識とともに、エビデンスから知見を導き出すためにどのような視座に立つかも重要となってくる。図書館・情報学が我が国における図書館の振興に資する知見をより一層もたらすことができるようになるためには、こうした領域での研究がさらに厚みを増すことが必要であろう。

注・引用文献

- 1) ちなみに、日本においてPISAの結果が大きな注目を集め、教育制度の問題に関する議論を呼んだのは日本が順位を大きく落とした2006年の調査であったが、この際の日本の順位は、読解力で15位、数学で10位、科学で5位であった。
- 2) Katrin Göring-Eckardt. “Bibliotheksgesetze – Ein Weg aus dem Bibliothekssterben?” *BIX. Der Bibliotheksindex 2006. Ein Sonderheft von B.I.T. Online in Zusammenarbeit mit dem Deutschen Bibliothekerverband*
http://www.bibliotheksverband.de/fileadmin/user_upload/DBV/themen/BIX_Goering_Eckh.pdf
 (参照 2014-01-03)
- Claudia Lux. “Der lange Weg zu einem deutschen Bibliotheksgesetz.”
<http://www.goethe.de/ins/pt/lis/wis/sbi/art/mag/de2488051.htm> (参照 2014-01-03)
- Eric W. Steinhauer. “Bibliotheksgesetzgebung in

- Deutschland : Praxis-Probleme-Perspektiven.” 96
Deutscher Bibliothekartag 2007.
<http://www.opus-bayern.de/bib-info/volltexte/2007/309/pdf/Preprint%20Bibliotheksgesetzgebung.pdf>
(参照 2014-01-03)
- 3) Beger, Gabriele. et al. *Bibliothek 2007: Strategiekonzept*. Bertelsmann Stiftung. 2004. 40p.
http://www.bideutschland.de/download/file/bibliothek_2007/strategiekonzept_langfassung.pdf
(参照 2014-01-03)
- 4) Bertelsmann Stiftung. *Bibliothek 2007: Internationale Best-Practice-Recherche*. 2004. 99p.
http://www.bideutschland.de/download/file/bibliothek_2007/best_practice_recherche.pdf (参照 2014-01-03)
- 5) Hrsg. von der BID – Bibliothek & Information Deutschland. *21 gute Gründe für gute Bibliotheken*. 2009.
http://www.bideutschland.de/download/file/21%20GUTE%20GRUENDE_endg_16-1-09.pdf
(参照 2014-01-03)
- 6) Bibliotheksgesetz(BIBG)-Musterentwurf.
http://www.bibliotheksverband.de/fileadmin/user_upload/DBV/themen/Musterbibliotheksgesetz_09_04_08.pdf (参照 2014-01-03)
- 7) http://www.bundespresaident.de/SharedDocs/Reden/DE/Horst-Koehler/Reden/2007/10/20071024_Rede_Anlage.pdf?__blob=publicationFile (参照 2014-01-03)
- 8) Bundestag Drucksache 16/7000. S.129-132.
- 9) Thüringer Landtag Drucksache 4/3503
- 10) Thüringer Landtag Drucksache 4/3956
- 11) GVBl. 2008 S.243.
- 12) Landtag von Sachsen-Anhalt Drucksache 5/1930
- 13) Landtag von Sachsen-Anhalt Drucksache 5/2016
- 14) GVBl. 2010 S.434.
- 15) Hessischer Landtag Drucksache 18/1728
- 16) GVBl. 2010 S.295.
- 17) GVBl. 2012 S.458.
- 18) Thüringer Bibliotheksrechtsgesetz - eine Chronologie der Ereignisse. <http://www.bib-info.de/landesgruppen/thueringen/thueringer-bibliotheksrechtsgesetz.html>
(参照 2014-01-03)
- 19) “Wenig ambitioniert, halbherzig, unkonkret oder doch vorbildlich, nützlich und ein guter Anfang?” *BuB* 2008, No.9. S.642-645.
“Reformbedarf bei Thüringer Bibliotheksgesetz.” *BuB* 2010, No.9. S.571.
- 20) ちなみに 2008 年に図書館法が制定された時はキリスト教民主同盟 (CDU) が単独与党であったが、2009 年の州議会議員選挙後は CDU と社会民主党 (SPD) の連立政権となっている。
- 21) Thüringer Landtag Drucksache 5/1406
- 22) Landtag Mecklenburg-Vorpommern Drucksache 5/1882
- 23) Landtag Nordrhein-Westfalen Drucksache 15/474
- 24) Schleswig-Holsteinischer Landtag Drucksache 17/683

参考文献

- ・伊藤白「Bibliothek2012～ドイツの図書館振興の現在」『カレントアウェーネス』No.298, 2008.12.
<http://current.ndl.go.jp/files/ca/ca1679.pdf>
(参照 2014-01-03)
- ・渡邊斉志「ドイツにおける図書館振興と国立図書館」『情報の科学と技術』Vol.57, No.11. 2007. p.536-541.
- ・渡邊斉志「図書館のロビー活動一日独ワークショップ「図書館のロビー活動」開催の意義」『図書館雑誌』Vol.104, No.11. 2010. p.732-734.